



国民健康保険税の税率を改正

問い合わせ 保険年金課 ☎0942-85-3582

記事ID 0001976

市は、県が示す令和7年度標準保険税率(※)を踏まえ、税率などを右表のとおり改正します。今後、安定した国民健康保険制度を維持していくために、加入者の皆さんの納税へのご理解とご協力をお願いします。

※標準保険税率…市町ごとの医療費水準や所得水準などを反映し、県が統一した方式で算出した保険税率

		現行	令和7年度
医療分	所得割	9.19%	9.76%
	均等割	28,800円	31,400円
	平等割	32,000円	33,500円
後期高齢者 支援金分	所得割	3.15%	2.86%
	均等割	10,200円	9,700円
	平等割	11,000円	10,300円
介護納付金分 (40歳以上65歳未満の被保険者がいる世帯のみ)	所得割	2.59%	2.33%
	均等割	12,800円	11,600円
	平等割	6,700円	6,100円

■**特定健診は毎年受けましょう！** 標準保険税率が変動する要因の一つは『医療費水準』です。佐賀県は医療費が高い県です。毎年健診を受け、病気の予防・早期発見・早期治療を心掛ける人が増えれば、将来の高額な医療費の抑制につながり、保険税率の上昇を抑えることができます。また、健診や保健指導の受診率が上がると国や県からの交付金が増額となり、その分被保険者の皆さんが負担する税額が少なくなります。令和7年度の健診は、6月から始まります。集団健診は、保健センターで実施します。令和7年度は全日程がん検診と同日開催です。健診の案内が届いたら早めの予約をお願いします。

身体障害者などに対する軽自動車税(種別割)の減免

問い合わせ 税務課 ☎0942-85-3588

記事ID 0002822

障害などがある人のために使用する軽自動車で、一定の要件を満たせば軽自動車税(種別割)を減免する制度があります。新たに軽自動車税(種別割)の減免を受ける場合や、昨年減免を受けた後に車や障害者手帳などに変更があった場合には、税務課窓口での申請が必要です。

●**対象となる車両** 障害者本人または障害者と生計を一にする人(※)が所有し、障害者のために使用する軽自動車

- 申請期間** 5月1日(木)～6月2日(月) ※期限を過ぎると受付できません。早めの手続きをお願いします
- 持ってくるもの** ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれか②軽自動車税(種別割)の納付書または納税通知書(5月上旬発送予定)③運転者の運転免許証またはマイナ免許証④納税義務者の個人番号(マイナンバー)の通知カードまたはマイナンバーカード
- その他** 減免できる軽自動車は、障害者1人に対し1台のみ。本人運転と家族運転の場合で、減免対象の等級が異なります。詳しくは税務課市民税係または市ホームページへ



市ホームページ

※生計を一にする人…障害者と同居し、生活の糧を共にしている家族(婚姻未届の人を含む配偶者、6親等内の血族と3親等内の姻族)

納税証明書の送付を廃止

問い合わせ 税務課 ☎0942-85-3587

記事ID 0052496

二輪の小型自動車(総排気量250cc超)を所有し、軽自動車税(種別割)を口座振替やアプリ決済で納期限内に支

払いした人へ、これまで6月に『軽自動車税(種別割)納税証明書』を送付していましたが、納付情報のオンライン化により車検を受ける際の納税証明書の提示が原則不要になったことから、納税証明書の送付を廃止します。納付情報の反映に日数を要することがあるため、納付後すぐに車検を受ける場合は金融機関窓口やコンビニで支払い、領収日付印が押された領収書を車検でご提示ください。